

国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

総務省消防庁次長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

(別紙)

関係行政機関（協議先）との協議結果

国の行政機関等（本協議会の構成員）	意見の有無
総務省消防庁次長	無
文部科学省文化庁次長	無
厚生労働省生活衛生・食品安全審議官	無
環境省大臣官房審議官（水・大気環境局担当）	無
近畿管区警察局長	無
近畿中部防衛局長	無
近畿総合通信局長	無
近畿財務局長	無
近畿農政局長	無
近畿経済産業局長	無
近畿運輸局長	無
京都府知事	無
大阪府知事	無
兵庫県知事	無
奈良県知事	無

オブザーバー	意見の有無
京都市長	無
大阪市長	無
堺市長	無
神戸市長	無

国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

文部科学省文化庁次長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

厚生労働省生活衛生・食品安全審議官 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号
平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会
環境省大臣官房審議官 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

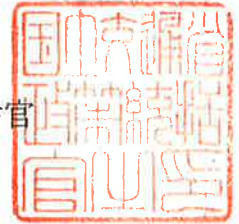
本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号
平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会
近畿管区警察局長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

近畿中部防衛局長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

近畿総合通信局長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

近 畿 財 務 局 長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

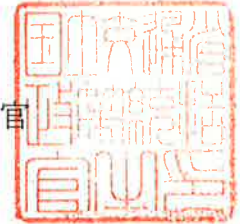
国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

近 畿 農 政 局 長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

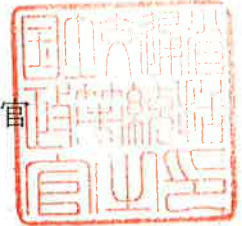
本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号
平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会
近畿経済産業局長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

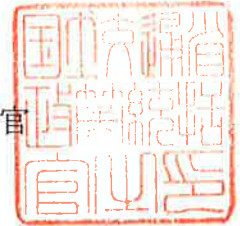
国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

近 畿 運 輸 局 長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

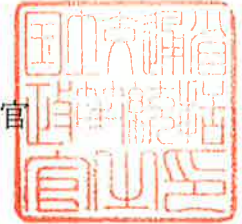
国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

京 都 府 知 事 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

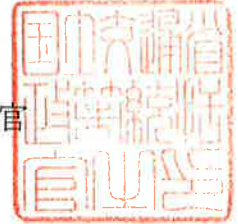
国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

大 阪 府 知 事 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

兵 庫 県 知 事 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

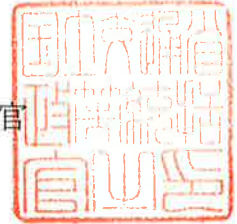
国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

奈 良 県 知 事 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

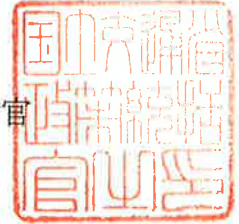
国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

京 都 市 長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

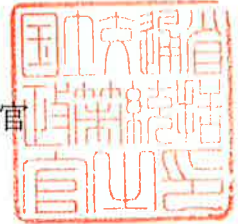
国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

大 阪 市 長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

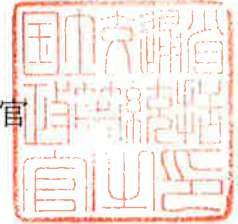
国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

堺 市 長 殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。

国 都 政 第 5 1 号

平成31年2月26日

近畿圏大深度地下使用協議会

神戸市長殿

国土交通省政策統括官



第7回近畿圏大深度地下使用協議会（書面開催）の協議結果について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近畿圏大深度地下使用協議会（以下「本協議会」という。）の開催にご協力いただき御礼申し上げます。

第7回の本協議会において、寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第18条第2項に基づく関係行政機関の意見の聴取及び法第7条に基づく国の行政機関等による協議が行われたところですが、その結果について、以下のとおり通知します。

記

1. 協議事項

寝屋川北部地下河川事業（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）に係る大深度地下使用認可申請書（補正後）について

2. 関係する行政機関（協議先）

国の行政機関等（本協議会の構成員）及びオブザーバー（別紙のとおり）

3. 協議結果

本協議会では、関係する行政機関から特段の意見はなかった。（別紙のとおり）

法第7条第5項において、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならないと規定されていることから、関係する行政機関においては、この結果を尊重すること。